

平成18年12月21日

於 教育委員会室

平成18年12月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成18年12月大和市教育委員会定例会

平成18年12月21日(木曜日)

出席委員(5名)

1番 委員長職務代理者	奥原 美帆
2番 委員	長谷川 愛子
3番 教 育 長	國方 光治
4番 委員	田村 繁
5番 委員 長	鈴木 健次

事務局出席者

教育総務部長	八木 繁和	総務課長	加藤 静雄
学校教育課長	小川 輝夫	学校教育課 保健給食担当 課長補佐	高橋 朝行
指導室長	内澤 建治	教育研究所長	伊藤 恵子
生涯学習部長	吉野 貴子	社会教育課長	曾根 博明
青少年センター 館長	相沢 克正		

書記

総務課庶務 調整担当 課長補佐	岩本 信也
-----------------------	-------

日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

開会10時00分

鈴木 傍聴の方に申し上げます。傍聴の方は、議事について可否を表明したり、審  
委員 長 査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。

ただ今から教育委員会12月定例会を開会いたします。

会議の時間は正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、4番の田村委員、1番の奥原委員にお願いいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

國方 それでは、11月21日以降の主な事項と市議会の報告をさせていただきます  
教 育 長 ず。

1点目、文部科学省の委託研究でございますが、11月22日に大野原小学校で、「共によりよく生きようとする子どもをめざして」ということで、伝え合う力を養う調査研究事業の研究発表がございました。

2点目、11月30日に渋谷小学校で、県の教育委員会の委託研究でございますが、「楽しい英会話の授業をめざして」という大変なユニークな研究発表がございました。私は、この研究発表を楽しみにしていたのですが、業務が重なりまして、参加できなく残念に思っています。この研究は、テストケースになりますから、今後どのように活用されるのかが大変楽しみでございます。

3点目、11月23日に中央林間の緑野広場にツリーガーデンが完成いたしました。地元の方のご協力により大変立派なものことができました。土日には子ど

もたちが喜んで集まって、高いところから飛び下りたり、木の枝にぶら下がったり、木の枝から移ったりと、昔風の遊びを体験していると聞いております。

4点目、12月3日にやまと公園で子どもフェスティバル、隣の青少年センターでは、青少年センター祭りがありました。子どもフェスティバルは今回初めての試みでございます。およそ3,800人の方にご参加いただきました。

5点目、12月9日に交通安全功労賞の表彰がございました。それにあわせて、防犯ポスターと交通安全ポスターの表彰式がございまして、小・中学生が受賞しております。

6点目、体育指導員協議会の本山会長が、このたび文部科学大臣賞を受賞いたしました。大和市では4人目の受賞になります。

7点目、本日、田村委員が再任の辞令を受けております。12月19日の市議会の本会議にて全会一致で承認されまして、本日、市長より辞令が交付されたということでございます。

行事等については、以上でございますが、そのほかで何点かご報告をしたいと思っております。

12月7日と8日の2日間にわたりまして、学校の第三者評価に関する実践研究会が行われております。神奈川県で小学校1校、中学校1校どこか推薦してくれということでありまして、渋谷中学校に手を挙げていただきまして、文部科学省の視学官ほか4名、そのうち1名は書記官でありますけれども、評価チームが大和市に来られ、教育委員会からの聴き取り、学校の参観、PTAや教職員からの聴き取り等が行われました。

目的は、学校を外部から評価するにはどういう方法がいいのだろうか、どういう内容が適切なものなのだろうかという資料を収集するためです。大和市の場合、既に小・中学校とも外部評価が進んでおります。学校をよく知っている人間が、この学校をもっとよくしようという応援団の気持ちでやっております。この第三者機関による評価についても、見て正すという立場からではなくて、学校をよりよくしようという応援団のつもりでできるように工夫してくださいということをお願いしておきました。

次に児童生徒指導関係でございます。11月7日に文部科学大臣あてに自殺予告の手紙が届いたことをきっかけに、自殺予告が多くなったと思っております。大和市でも3件ございましたので、それをご報告いたします。

1件目は、11月7日以前に起きたことではありますが、大和市北部の公園内の滑り台に、12月3日に3つの小学校名と個人のイニシャルを挙げて、「4年生にそういう者がいたら、13日に殺す」という落書がありました。字体からしても明らかに子どもの字体でありましたし、愉快犯の可能性が相当強いと判断いたしました。

しかし、万一のことを考えて警察に通報し、その学区の中学校と小学校あわせて4校とも連絡をとりながら、警戒に当たりました。13日当日には、3つの小学校に2台ずつの車と消防車1台ずつを配置するというので、早朝から夕方まで警戒態勢をとりました。現在も重点的に警戒しておりますが、事なきを得ております。ただ、しつこいことに「冬休みでもやりますから」と書いてありまして、ちょっとたちが悪いなどは思っています。地区の小学校を中心に防犯ネットワークをつくってくださいということをお願いし、そのように進んでいるわけではありますが、そのルートでの自治会を含めた方々に連絡をするようにしていただき、二重三重の周知を地区には図っていただいております。

2件目は、11月14日に子どもが書いた遺書を母親が発見するということがありました。「この遺書を読むころには僕はもう死んでいるだろう」という内容だったのですが、すぐ学校に相談がございまして、いろいろ話をする中で、特にそんなつもりはなかったということでした。これからも気をつけて見なければいけないなと思っています。

もう1件は、12月4日の月曜日の朝、教育委員会に届いたメールを確認したところ、前々日の2日の発信で、「いじめられているから、教室で自殺す

る」というものがありました。直ちに各小・中学校に連絡をとったのですが、特にそういうことはありませんでした。幸いにして誰かというのはその日のうちに特定できましたので、母親とも連絡をとり、本人とも連絡をとりながら指導を継続しております。

1件は恐らくいたずらで、2件はそれなりに問題を持った中での訴えだったと思っております。本市でこれだけの数ですから、全国的には大変な数の自殺予告が教育委員会なり学校なりに殺到したのではないのかなと思います。

次にいじめ調査でございます。12月15日の朝日新聞に、大和市の小・中学校でのいじめ件数349件というものが出ました。これだけいじめが大きな問題になっているときに、市内の学校の実態をもう一回調べ直す必要があるのではないかとということで、本市の指導室が独自で調査を行いました。毎年5月に文部科学省で調査をやっていまして、今年の5月の調査は昨年1年分のいじめの件数になるわけですが、それでは大和市は小学校で9件、中学校で27件となっております。今回調べましたら、それをはるかに超える件数でありました。

いじめの定義についてはいろいろございまして、これまでは個人または集団で特定の子に対して継続的に精神的・肉体的な苦痛を与える行為ということで調査をしてきたわけですが、今回はそれを広げまして、相手がいじめた気持ちがなくとも、いじめられたと感じたものについても集計をしています。よって、件数が増えるのは明らかだったわけでありまして。この数字を学校も含めて冷静に受けとめる必要があるだろうと思っております。この中から、一過性のものはどれだろうか、継続しているのはどれなのか、そういう中で深刻なものはどれなのか、既に解決したのは何なのか、それを見分けるのはこれからの学校の仕事でありますし、既にその作業は行っていただいております。そして、必要なものについては対応を進めていくということでございます。

次に市議会の報告をさせていただきます。11月27日が本会議初日で、12月19日が最終日でございます。

11月30日に文教市民経済常任委員会がございました。これにつきましては、教育委員会11月定例会でご審議いただきましたスポーツ施設の条例、それから、工事・物品購入契約、補正予算などについての審議をいただきました。

それから、陳情としてポートピアの誘致に対しては「反対の決議をしてくれ」というのが2件ございました。これについては継続審査ということになっております。2月初めの文教経済常任委員会で審議が継続されることとなります。

また、就学援助についての陳情も2件ございまして、1件は財源措置を元に戻すよう国に意見書を提出して欲しいというもので、もう1件は、今年度から就学援助の目安を生活保護の1.4倍から1.5倍に変更したわけですが、これについても元に戻して欲しいというものでありました。2件とも不採択でございました。

次に一般質問ですが、22人の方が質問に立たれまして、そのうち10人の方は教育関係でございまして、答弁をいたしました。

大波議員から、子どもの安全についてと学校給食についてのご質問がございました。登下校の安全についてこれからどうするのかということ、集団登校は今も見られるが、一斉下校はできないのかということ。これについては、子どもたちの安全は、今大変地域のお力を借りながらいい方向に進んでいるが、これが継続することが何よりも大切だろうということ。それから、一斉下校については学年によって終わる時間も違うし、子どもによって学校に残る必要がある子もいる、したがって、一斉下校は難しい。そういう中でも、可能なことについては、例えば学年内での一斉下校とか集団下校とかの取り組みは行っていると答弁をさせていただきます。

それから、「学校給食について」であります。これについて、どうやって物資を選定しているのか、業者はどう選定しているのかということでもあります。

が、大和市は学校給食の物資選定委員会、学校給食物資納入業者選定委員会という2つの委員会を設けて、食材を直にチェックし、業者の実態をチェックしながら選定をしております。それから、遺伝子組み換えについて、大和市では従来から疑わしきものについては使用しておらず、外国産の大豆などについては証明書を提出させていると答弁しております。

菅原議員から、「若者について」ということで、若者が路上でいろいろなライブをやっている風景が見られるわけですが、若者が公的な機関を使えるような工夫はないのかというご質問と「薬物の乱用などの実態について」ということで、状況把握と薬物乱用防止の取り組みのご質問がございました。実態をお答えすると同時に、若者にも公的な機関を使いやすいような周知を努力しますという答弁をしております。

岡本議員から、学校給食用食器の洗浄洗剤の問題でありまして、合成洗剤ではなくて、石けんを使って欲しいという内容のご質問がございました。実態を申し上げますと、平成元年から石けんを使うように努力はしているのですが、汚れの落ちやすさの問題とか溜まった石けんのかすを落とすために合成洗剤を使わなければいけないという実態をお答えしております。

それから、BDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）、学校給食で使った食用油を使って車を動かすということですね。大変画期的なことなので、学校教育にも活用して欲しいほしいというご意見をいただきました。

窪議員から、「全国学力・学習状況調査について」ということで7点ほどご質問がございました。1点目は、これまでいろいろな教育に関する裁判があったが、それをどう受けとめているかということでありまして、行政に携わる者としては当然のこととして、確定した判例については尊重いたしますという答弁をしております。

2点目は、昭和61年から昭和64年に実施された全国一斉学力テストが中止された理由ということでございます。これは文部省が発行いたしました「学制百年史」を使いましてお答えしております。目的が達成されたということ。ただ、一部に反対があり、趣旨を十分理解していなかったということでもあります。

3点目が、それに絡みまして旭川学力テストでの最高裁判決ということでございます。最高裁の判決では、学力テストというのは、教育基本法第10条第2項に「教育に対する不当な支配はあってはならない」というのがありますが、それに照らして、判決では違反するものではないというのをまず前提としております。そして、教育権はどこにあるかというものについても判断を下しているわけですが、国家が行う教育権と国民の教育権、それがどちらかに限定されてあるものではないと。それぞれの問題によって適切な線引きをすることが必要だというのが判例の趣旨でございます。その線でお答えをしております。

4点目が、東京都でありました卒業式の国旗・国歌に対する東京地裁の判決です。東京地裁の判決はご承知かと思いますが、教育基本法第10条の不当な支配に該当するとしております。ただ、これは確定したものでなくて、控訴されて今争われている内容であることについても触れております。

5点目は、今度行われようとしている学力・学習状況調査と、教育振興基本計画との関連はどうかということですが、それについては具体的な情報はまだ得ていません。

6点目は、競争教育についてですが、これは子ども権利条約の委員会などから、日本では過度な競争が持ち込まれて、子どもたちの正常な学校生活を歪めているというような指摘、改善が勧告されております。それは前回もあったのですが、それについては真摯に受けとめていると、改善を図らなければならぬだろうということですが、学力調査などによって過度の競争や学校の序列化につながらないよう配慮しなければならぬということをお答えいたしました。

7点目は、現行教育基本法第10条に「国民全体に対し直接責任を負って行

われる」というような文言があるわけですが、これを改正される教育基本法では抜けているわけでありまして、これについてどうなのかというご質問でございます。前回これが出ましたとき、まだ法が決まる前ですが、「国民に対し直接責任を負うというのは、教育に対する基本的な考え方であろう」と明記される方が個人的にはいいというお答えをしてあったのですが、今回は決まった後でございますので、理念として引き継がれることが必要だろうというお答えをしております。これは個人的にと断った上での答弁です。

荻窪議員から、教職員の多忙化ということで、学校にはどれだけの文書がきているのか。その文書の多さによって、本来の教育業務ができないのではないのかというのが1点目でした。

実数を申し上げますと、大和市教育委員会の総務課だけですが、学校に送付した文書が769件ございます。そのうち、調査が91件、699件が通知です。通知はそれを承知すればいい、調査についてはそれに伴う作業があるということです。国がそのうち8%、県が23%、市が69%。これは新聞に載っていたことをもとにして大和市ではどうなのかというお尋ねでございました。担当に当たった方は、確かに一時的なものもございまして、文書に追いかけていただいていることがあると思います。特に教頭、教務主任については時期的には本当に大変だろうと思います。そういう実態をお答えし、整理できるものは整理したいと答弁をしております。

続いて、教職員の定数についてということで、正規教員が補充されないで、臨時的任用職員が多すぎるのではないのかということです。これは、私どもも全く同じ考えでございまして、市長会も同じような考えを持っています。県に対してもっと計画的な採用をするようにという要望をしてお答えいたしました。

菊池議員から、泉の森のデイキャンプ場の改修についてということで、雨が降ったときに使えないので仮設の屋根ができないか、あるいは舗装ができないかということでありました。ただ、泉の森は人の手を加えるのは最小限にして、自然の中でということにウエートを置いているのでご理解いただきたい。ただ、駐車場などの整備については可能な限り行いますという答弁をしております。

古澤議員から、教育政策ということで、いじめについてのご質問がございました。最初に本市の実態についてのお尋ねがありましたので、新聞に載りました内容でお答えをいたしました。そのほか、どのような対応をとっていくのか、どういう研修をしていくのか。それから、総理大臣直轄の教育再生会議から緊急提言8項目が出ておりますが、それをどう受けとめるのかといったような質問でございました。また、全児童を対象とした放課後子どもプランに対する質問も続けてございました。

鈴木議員から、給食費未納問題についてのご質問がございました。「払えるのに払わない」といった悪質な事例はどんなものがあるか」ということで、「悪質」という言葉を使っただけのご質問でございました。

未納の状況を申し上げますと、平成17年3月末現在で390万円、1,050件、それから、平成18年3月末現在が518万、1,347件ということで増えています。学校や担任が立て替えているのではないのかというご質問があったのですが、平成5年まではそういう実態がございました。平成6年からは未納分繰越制度を導入しましたので、学校が立て替えなくても済むようになっております。引き続き督促をしながら、卒業した後も支払をお願いしているということです。

もう少し強硬な手段をとったらどうかということだったのですが、現実的には宇都宮市などでは、未納者の中から悪質と思われるものについて、市教委が簡易裁判所に支払の督促の申立てをしているというような例がありました。大変難しい問題だと思われまして。

それから、光丘中学校の建替え工事に関連して幾つかの質問がございました。体育の授業に不便はないか、屋外部活動はどうなのかというお尋ねでござ

います。全く不便がないとは言えない状況であります。そういう状況の中でもできるだけ不便を少なくするように最大限努力していますというお答えをしております。

吉川美和議員から、公共施設を建替えるに当たって、どれだけ市民の声を聴いているかということで、桜丘学習センターを具体的に挙げてのご質問でございます。教育委員会としては、利用者からのアンケートを事前にとり、それをもとにしながら工事を行っていますというお答えをしております。

最後に池田議員から、幼小教育の推進ということで、小学校に行く前の子どもたちの就学相談のあり方とか幼稚園、保育所との連携についてのご質問がございました。年4回であります。公立保育園の保育士と一緒に小学校の先生が研修を受けている実態をお答えいたしました。

それから、小1プロブレムということで、小学校に入学してきたときに集団生活での訓練がなされていないために、授業中に外に飛び出してしまうとか問題を起してしまうケースに対する対応についてのご質問がございました。

小学校1年生については通知表を3月のみ1回にして、それまでは手洗いができるとかお返事ができるとかいった学校の中での生活に対するものにウエートを置いた「全学期制」を取り入れたらどうかということでもあります。内容をよく読んでみますと、今年から始めました2学期制の中でも十分同じようなことができるわけでありまして、提案としてはおもしろい提案がございましたので、小学校の方に照会してみたいと思っています。

小1プロブレムについては、現在、全小学校に特別支援教育スクールアシスタントが、月10日派遣されていまして、この人たちが主に対応している43%が1・2年生でございます。低学年のうちに密着する指導で集団における生活の指導をしているという実態も既にございます。

以上で報告を終わります。

鈴木 ありがとうございます。

委員長 教育長の報告が終わりました。報告の内容、また、関連する事項も含めまして、質疑あるいはご意見がございましたら、どうぞ。

田村 いじめの問題と学校給食に関わることについてお尋ねをいたします。既に担当の方には質問内容を伝えてありますので、答えられる範囲で答えていただければありがたいと思います。

高橋 給食費の未納に関して、未納の実態と未納金額、未納に対する処理、学校教育課 払えないのではなく、払わない家庭が多いと聞きますが、実態はどうか、給保健給食 給食費の徴収方法という4点のご質問とノロウイルスに関してのご質問をいただ担当課長 いております。

補佐 まず給食費の未納の実態と金額についてですが、平成17年度末現在での数値では、518万円、1,347件となっておりますが、学校によって格差がございます。未納が0という学校も小・中学校あわせて5校ございます。未納金額が一番多い学校では90万円近く、少ない学校では数千円、平均してみますと10万円から30万円程度の未納がございます。その未納につきましても、各学校で取り組んでおりますが、未納が発生しまして、保護者あてに文書をお送りしたり、電話で督促したり、それでも払っていただけない場合は、担任の先生とか教頭先生、校長先生が家庭訪問をして、未納処理に当たっていただいております。

払えるのに払わないといった悪質な未納者については、先般文部科学省で実施した学校給食費の徴収状況に関する調査によると、学校から挙げていただきました回答の約半分、49.6%ほど、件数にいたしまして134件ございました。それから、保護者の経済的な問題ということでは、44.4%、120件でございます。これが未納の中の主たるものでございます。

経済的な問題のある世帯につきましては、分割で納付していただくなり、納付誓約書を提出してもらおうという対応をしております。特に生活が困窮している場合には、生活保護の対象となる場合もございましょうし、また、準要保護という対象になる方もありますので、各学校で相談をしていただいて、適宜対

応しております。

ただ、生活保護世帯とか準要保護世帯で、給食費相当額の支給を受けているにもかかわらず、払っていない方も確かにございます。そういう世帯については、2カ月以上未納が発生しますと、学校から学校教育課に連絡がきます。その内容を生活援護課に連絡し、担当しているケースワーカーから、家庭訪問をした際に督促をしていただいているということでございます。

あと、給食費の徴収方法ですが、指定口座への振込と手集めで集めている学校がでございます。手集めで集めている学校につきましては、28校中7校でございます。この手集めの学校の方が全体的にみますと未納金額は少ないかなと思われま。

続いて、ノロウィルスの関係についてですが、ノロウィルスも今年は全国的に猛威を奮っております。大和市では、11月21日に柳橋小学校からノロウィルスと診断された児童が2名発生したという連絡がございました。ノロウィルスということで、給食にも関係するのかなと思い、柳橋小学校が中部調理場の受入校である関係から、中部調理場の受入校すべてにこちらから連絡をいたしまして、休んでいる児童生徒がいるかを確認し、それと同時に保健所へ連絡いたしまして、発生源が給食かどうかというのをすぐ確かめてくださいという指示を受けて、調査をしてまいりました。調査をした結果、ほかの学校ではそういう症状で休んでいる児童生徒はいませんでした。

翌日になって、柳橋小学校から1年生のクラスで11名が嘔吐とか下痢とか発熱という形で休んでいるという連絡がございました。それについても保健所に連絡したところ、給食とか食べ物の原因でないことがはっきりすれば、特に保健所が動くことはないということで、「様子を見てください」ということでしたので、学校ではそのクラスを24日まで学級閉鎖にしました。

その後、ほかの学校からもノロウィルスの報告がきております。現在のところ、小学校では大和小学校、渋谷小学校、西鶴間小学校、柳橋小学校、福田小学校、大和東小学校、中学校では大和中学校、光丘中学校、上和田中学校、南林間中学校ということで、人数は1名から3名程度でございます。

当初、柳橋小学校で発生したときに、ノロウィルスに対する注意の喚起ということで、学校教育課長名で各小・中学校長あてにノロウィルスの予防方法とか嘔吐があった場合の対応の仕方といった文書を即日発送しております。また、給食調理場についても、調理員等のノロウィルスに対する知識をしっかりと持っていて、手洗いとかうがいの徹底ということで連絡をとっております。

現状では、特に大勢の児童生徒が発生している状況はございませんが、各学校で多少なりともノロウィルスの届出が出ている状況でございます。

田 村 給食費の未納について、意見を述べさせていただきます。

委 員 未納は、平成17年度末現在で、518万円というのは決して少なくない金額だと思います。先日、テレビを見ておりましたら、給食費未納の問題を大きく取り上げていました。結局、どうしたかということ、教育委員会の職員が手分けして一斉に回っていたのです。そして、1カ月分でもいいというような集め方をしているのを見て、これが適切かどうかわかりませんが、子どもの携帯電話に4~5万円使っているのに、給食費は払わないという悪質な例もテレビで出ていました。今後こういうことについて、積極的な手を考える必要があるのではないかと思います。子どもに「あなたは給食費を払っていませんから、給食は食べられません」と言うわけにもいきませんが、払っていない世帯のお子さんは、自分の家は給食費を払っていないと自覚しているかどうかも重要です。ある例では、先生が「誰々君のところは給食費を払っていないので困っているんだけど、お父さんお母さんに話してくれないか」というような話をしたら、子どもから言われて支払ったという話もありますから、これは具体的にやっけないと、なかなか集まらないのかなと思います。

学校で集金すると確かに集まる率はいいようですね。口座振込みと直接集金

とのどちらの集め方がいいかの問題はありますが、未納の金額によって、給食の質が落ちるとか回数が減らざるを得ないというのは問題ですから、もう少し積極的な手を打つ必要があるのではないかなと思っています。

高橋 他市では職員が給食費未納の対応に当たっているところもございます。しかし学校教育課しながら、現金の取扱いの問題等もありますので、本市では学校で対応して保健給食ただくようお願いをしております。学校によっては先ほどもお話し申し上げました担当課長たとおり、未納がゼロという学校もございます。未納がゼロという学校の取り補佐 組み方とかを参考に統一マニュアルを整備して、同じような方法で対応していただくことを現在検討しております。

それから、給食事務補助員の関係では、今まで学校の先生方に大変負担をかけていた面はございますが、来年度は予算も増やししながら、給食事務補助員の許す限りの時間をとりまして、未納整理に当たっていただくような手段を講じております。

鈴木 関連して私からも質問させていただきます。

委員長 先ほど徴収の仕方と徴収率との相関関係というお話がございました。正確な各学校の児童生徒の家庭の平均的所得というような数字はないと思いますが、例えば未納がゼロの学校との間に地域格差の存在が認められるのでしょうか。

國方 極めて答えづらい内容ですが、PTA等が手集めで集金するところは非常に徴収率がいいです。その場合の弊害は、個人の情報として、あそこは納めていない、あそこは納めているというのがわかってしまうことです。それが嫌だから納めるのかもわかりませんが、協力がなければできないという部分があります。

あと、口座振込のところが多いわけですが、地域によっては口座振込でも未納がゼロという学校もございます。それは明らかに地域差だと思います。

奥原 私も給食費の未納問題について、質問させていただきます。未納者に対して委員長 督促を行っているということですが、督促を行うということはそれなりの費用と労力が必要です。民間企業ですと、例えば電気代を払っていただけない方に督促状を送ったり、社員が訪問したりということで、未納金額よりも督促に要する費用の方が何倍もかかってしまっていて、本末転倒みたいなことになってますが、そうしなければ次から次へと払ってくれない人ができてしまうということで、費用が何倍かかろうが督促をすることをしていますが、市役所の場合は、督促の費用も税金から出ているのかなと思っています。

その督促費用について、細かい数字はわからないかもしれませんが、未納額に対して何パーセントぐらいの費用とか労力を使われているのかをお聞かせください。

高橋 文書に要する用紙代、給食事務補助員の賃金、電話による督促の場合には学校教育課 話料金等もかかりますが、それがどのぐらいの金額かというのは、学校によって保健給食で差がありますので、何パーセントというところまでは、大変申しわけございませんが、把握しておりません。

補佐

鈴木 特に未納対策事業費みたいなものは、予算項目にないわけですね。

委員長 それでは、田村委員からのいじめの問題に関する質問の回答をお願いします。

内澤 4点ほど質問をいただいております。1点目が今回のいじめの調査結果によると大変大きな数字になっている。いじめに対する定義づけや認識に甘さがあったのではないかと考えるが、この点どうなのかということでございます。

先ほどの教育長報告と重なりますが、今回の調査につきましては、先ほど教育長がお話した定義づけを踏まえて文書でお願いしました。学校の方では、今までの取組に甘さがあったというよりは、よりきめ細かく見て、先生方が危機意識をもって発見に努めた結果だと思っています。ですから、今回は大きな数字になっているからということではなくて、先生方の向いている方向を前向きにとらえたいと考えております。

2点目ですが、把握件数の中で未解決が5割強ということで、未解決の大半のケースはどのようなケースなのでしょうかと質問です。この把握件数には、いじめと思われるケースも件数として上げられています。いじめは見えない部分でやっていることもありますので、加害者が特定できない場合があります。

また、やっている、あるいはやった人が大体わかっている、いじめられた方は「いじめられている」と、何か言った方は「ちょっとふざけただけだよ」という事実確認の難しさがあります。話し合いの場を持って表面的な解決をみても、中にはわだかまりが残っているという部分もありまして、すべてのいじめのケースについて解決しましたという報告するのは非常に難しい状況もあると受けとめております。

3点目は、いじめについて、被害者の方だけに目がいきがちですが、加害者の育ちの背景等の分析も大切で、どのような方法で把握されていますか。あわせて、自分の子が加害者とわかった場合の親の言動はどうか、学校としてどういう働きをしているかというご質問です。加害者の育ちの背景等の調査等は行っておりませんが、加害者という部分での指導をする場合につきましては、いじめをした、しないという事実確認もそうなのですが、子どもの家庭環境とか生育歴、現在抱えている課題とかストレス、進路について悩んでいるとか、あるいは、勉強、部活とか、友人とか、そういう子どもの現在抱えているストレスも含めて指導をしております。

それから、加害者とわかった親の言動についてですが、親に知らせた場合、親の受けとめ方が二通りあると思います。「本当に申しわけございませんでした。私もきちんと指導しますから」と深刻に受けとめてくださるケースと子どもをかばって「うちの子はこう言っていますけど、先生の言うことと全然違う」ということで、学校不信にもかかわるようなケースもあります。

学校としては、なぜいじめをしているのかという、子どもの悩みとかストレスとか課題とかといった背景となる部分に関して、家庭と丁寧にお話をしているという方向で学校は指導していると思います。

4点目はいじめを生む土壌についてということで、いじめを起しやすい学級経営の要因も多いと思いますが、教師の指導力、特に教師の学級経営能力との関連についてのご質問です。先日、いじめが生じやすいのは、馴れ合い型、友たち型の学級で、いじめがないのは、自主的、満足型の学級と書いてある新聞記事がありました。

子どもに対しては常日ごろより規範意識の指導が必要です。モラルも含めてルールを守れない児童生徒につきましては、毅然とした態度とか毅然とした指導も必要ですし、また子どもの良さを見つめ、認め、励ます、そういった心に響いていく指導が大切だと思っております。1人の先生がすべて抱え込むのではなくて、集団の中で、組織としてより多くの目で子どもたちを見つめて指導していくということも大切だと思っております。

特に、子どもの学校生活の中でいちばん大きいのは授業時間ということで、授業の中ではかかわりあいの中で学ぶ楽しさ、できる喜びというものを味わわせる方向で考えております。教員の指導力の向上に向けての研修会、学級経営にかかわる研修会、そして、いじめを未然に防ぐための研修会等が必要に応じて、機会をとらえて行っております。あわせて、市の方でも教育相談等の窓口の周知徹底として、『広報やまと』1月1日号に掲載する予定です。

学校の方では生徒会とか児童会で、いじめ撲滅キャンペーンと言いましょか、いじめゼロを目指してという取組をしている学校もあると聞いております。

田 村 いじめの問題は昔からあったことですが、学校現場において、もっと危機意識を持って対応しなければならないことが、今回の調査で明らかになったと思います。

それから、いじめの被害者にも要因があるとよく言われます。確かに要因も

ある子もいます。加害者の子も傾向的には、いろいろな要素があるわけですが、温かい家庭の雰囲気のない子に圧倒的に多いと聞いています。それから、家庭と学校両方がうまくいかないといじめが発生し、強いては学級崩壊ということが出てきますので、こういうことから加害者の背景というのを、教師側もはっきりきちっと把握しておく必要があります。

家庭訪問と日ごろの言動に注意していると、ある程度芽を摘むことができるのかなと思っています。文部科学省では来年度、教育相談とか放課後教室とかで何十億円という費用をかけるようです。今までも「いじめ110番」とかいろいろやってきた割にはあまり効果が出ていない気がいたしますので、基本的なことから考えていかななくてはいけないのではないかと考えています。

それから、家庭教育もそうですが、学級担任の学級経営能力の向上を図ることも大切ですので、教育研究所、指導室での研修講座等で取り入れていただきたいと思います。

今後とも、教育委員会としてはできるだけ学校をバックアップしながら、いい方向にいくようにご努力をお願いしたいと思います。

鈴木 木 ほかにも、ご意見がございますか。

委員 長

長谷川

委員

いじめの問題について、私を感じたことを述べさせていただきます。

11月後半から12月に、小、中学校では生徒会とか児童会の役員の改選があります。数名の子が立候補して、スローガンみたいなものを掲げて、みんなにアピールして、得票を得るわけですが、こういうご時世ですので、大半の子は「いじめのない学校をつくりたい」とか「みんなが仲良くできる学校をつくりたい」ということを掲げます。素直に受けとめれば、子どももみんなそうなりたいと願っていると思いました。

教育委員としてこういう場で状況を聞き、新聞報道なども目にすると、大人の間での議論は高まり、結果としていじめ問題に対する予算なども計上されていくようですが、子ども自身が解決しようとしている力を、大人が陰ながらバックアップすることもできるのではないのでしょうか。ここで議論すると大人の形づくりになってしまいますが、指導室が学校経由で子どもが解決しようとしてきている芽を見かけたときに、そこをうまく伸ばしてやるという方向を考えることも一つ大事であるかなと思います。大人が意見を述べれば述べるほど、子どもは外枠をかためられているような気がします。

田村

委員

長谷川委員のご意見との関連ですが、子どもたち自身もいじめをなくそうという思いは非常に強いと思います。ですから、いじめ撲滅隊とかいじめやっつけ隊とって、腕章をつけてパトロールしている学校の例がありますが、子どもたち自身でそういうことをやっていくのがいちばん好ましいスタイルだと思っています。そういうことをうまく導き出すのも教師の役割ですので、その辺もよろしく願います。

鈴木 木

委員 長

ほかによろしいですか。

ないようでしたら、教育長の報告に対する質疑、意見を終了いたします。

本日は議題が付託されておりませんので、その他に入りたいと思います。

各課で報告事項等ありましたら、順次お願いいたします。

加藤

総務課長

お手元の光丘中学校建替工事状況という資料に基づいて、現在の進捗状況について説明いたします。

まず、左側の上、ことしの11月1日現在で、周辺樹木とか部室解体完了の写真でございます。写真は、南棟の屋上から撮ったものです。

その右側は、12月18日現在の校舎と体育館棟杭打設工事の状況を写したものです。12月14日現在で既に60本の杭を打ち終わっております。全部で138本の杭を打つのですが、これにつきましては年内ですべて終了する予定になっております。

中段左側の写真は、西面樹木撤去前の状況です。これは小田急線沿いです。

その右側の写真は11月1日現在ですが、樹木を撤去後の仮設フェンスの設

置状況という写真です。奥の建物が武道場です。

下段左側の写真は、北西グラウンドの整備前状況ということで、正門を入れて右側のところの写真です。

その整備後状況の写真が右側のものです。バスケットコートがありました  
が、ある程度の体育の授業ができるように整備をしたという状況です。

鈴木 木 この件について、なにかございますか。

委員長

田村 中段左側の写真にある樹木は、もう撤去して捨ててしまったということ  
委員 でしょうか。

加藤 そうですね。最終的にはまた樹木を植えます。基本的にこの写真にあ  
総務課長 る樹木の部分は、最終的にはセットバックをして歩道になります。この樹木を  
移設したりするのは非常に莫大な経費がかかりますので。最終的にはまた小さい  
樹木を植えるようにはなっています。

田村 大和市はただでさえ緑が少ない、保全率が悪いということですから、ちょっ  
委員 と心配しました。

それから、光丘中学校の部活関係については、教育委員会でいろいろ考えて  
いただいて、大変感謝しています。

鈴木 木 それでは、次の報告に移ってください。

委員長

内澤

室長

冬季休業中の児童生徒の安全対策について、報告させていただきます。

子どもたちはこれから冬休みに入りますが、休業中の子どもたちが事件や事  
故に遭わないように安全に過ごして欲しいということで、防災行政用無線を利用  
した安全対策を、ことしの夏休みと同様に計画しております。

学校があるときは子どもの安全についての指導は日常的に学校の方から行っ  
ておりますが、長期休業中は家庭での注意があっても、学校からの指導がなく  
なりますので、それを補うといった意味もございまして、実施いたします。

内容は2つございまして、1つは、夕方、外で遊んでいる子どもたちへメッ  
セージを送るというものです。時間は15時55分、通常の音楽にあわせて、  
「もう間もなく暗くなるので帰りましょう」という、安全についての注意を促  
すとともに、子どもたちに家路につくように促すといった内容です。12月中  
は冬休みに入ってから2日間、12月25日と26日、そして、1月は正月明け  
の平日、1月4日と5日の2日間を予定しています。

もう1つの内容は、子どもたちの安全についての見守りについては、市民の  
方々から常日ごろよりご尽力をいただいておりますが、また学校が始まります  
ので、市民の方々にもよろしく願いますという内容です。

防災行政用無線の使用につきましては、防災対策課の理解と協力を得て実施  
することになっております。なお、今年度の夏休みに試行的に行いましたが、  
市民の方々からは「子どもたちに安全を促していただいて、大変心強かった」  
という声が学校に多く寄せられました。

鈴木 木 この件について、何かございますか。

委員長

長谷川

委員

内澤

室長

鈴木

委員

長

1月9日に放送するセリフですが、「今まで通り」よりも「ことしも」の方  
委員 が言葉も簡潔で、聞き取り易いと思います。

私たちも、短いセリフでわかりやすく効果があるようにと考えております  
室長 ので、ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

ないようでしたら、1月の定例会の日程をお知らせしまして、その他を終了  
委員長 いたします。

1月の定例会は1月25日木曜日の14時からを予定しております。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、教育委員会12月の定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時20分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成18年12月21日

署名委員

署名委員

書 記